

住民基本台帳の閲覧制度の悪用を防止する条例制定を

神奈川ネット 渡部 市代

問 住民基本台帳法第十一条の規定により、台帳に記載してある氏名、住所、生年月日及び性別は、原則だれでも閲覧し、書き写して持ち帰ることができるため、悪質な閲覧を防止し、おれおれ詐欺、悪質商法、架空請求などの犯罪に利用されている。このため国は、閲覧を規制する法律

に改正するようだが、それが施行されるまでの間に駆け込みの大量閲覧が予想されている。個人情報悪用が問題になっている今、市民の個人情報を守ることは人権を守ることになる。そこで本市も、大量閲覧を防止するための条例を制定しないか。

答 現在、国では住民基本台帳の閲覧制度のあり方に関する検討会を設置し、第十一条の改正を含めて検討している。本市の対策としては、条例ではなく閲覧等事務取扱要領で規制しているところであり、一回の閲覧件数は最大五十世帯まで、一請求者は月二回まで、閲覧日は火曜日から木曜日までの三日間と近隣市よりは厳しく限定して、大量閲覧を防止している。今後は、家族構成がわからないよう閲覧台帳の並びを変更し、その上、早急に要領を改正して新たな対策をとるための規制を加え、悪用防止に努めていく。

問 わが国から戦火が消えて六十年、戦争体験記を読み返し、平和の尊さ、生きることの大切さを若い世代に伝承する責任を重く感じている。基地を抱える本市では、他市に先駆け昭和五十九年十二月に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和を発信し続けている。戦争体験者の高齢化が

地域の戦争体験者を語り部に迎え学校での平和学習を

公明党 矢部とよ子

進む中、平和を語り継ぐため、その体験を記録や資料として次代に託す考えはないか。また、教育の場での具体的な取り組みは。地域の戦争体験者を語り部として学校に招き話を聞くことにより、命の大切さなどを学ぶ機会になると思うがどうか。

答 戦後六十一年の今年、平和について考える機会とするため、第二次世界大戦を体験した四十五人の市民の協力を得て記念誌を発行する。これは、平和を語り継ぐ記録や資料とするともに、平和への願いを次世代に託すために発行するものである。各学校では、国語や社会、道徳の時間に戦争を取り上げた作品や題材、テーマの中で、子どもの発達段階に応じた日常的な平和学習と合わせて、心の教育も推進している。実際に戦争を体験した人を語り部として招くことは、大変意義があると思うので、校長会等で働きかけていきたい。

携帯電話にメール配信し 市民に情報を提供しては

清水 勝利

問 今定例会で、情報通信の技術の利用に関する条例が提案され、市長は非常にこだわりを見せていたが、IT自治体にこだわる市長の考えは。それに伴い、メール配信による市民への情報提供サービスを行わないか。正確な情報をいち早く伝えることも市の仕事であると思う。二〇〇五年三月までの携帯電話の世帯普及率が九〇%を超える状況にある中、電話がつながりにくくなる災害時でも、携帯電話へのメールなら一斉に送信することができると、パソコンだけでなく、常に持ち歩いている携帯電話へもメール配信してはどうか。

答 多様な情報を活用できるネットワーク環境を整備し、情報化を総合的に推進するため、情報化基本計画に基づき、情報通信技術の効率的な活用により市民の利便性の向上を図るとともに、より迅速で効果的な行政サービスの実現を目指している。

メール配信による市民への情報提供サービスは、既にパソコンのシステム上では可能であり、各課と協議し、配信する情報の検討を進めていきたい。携帯電話への情報発信は、普及率から見ると大変有効だが、アドレス変更により届かない等の課題があり、現段階では不可能と考えている。(他に「あやせクイズ」に対する市の考え方)を質問

CAPプログラムの将来 展開と実施対象の拡大を

あやせ市政クラブ 中野 昌幸

問 子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAP)は子ども達の人権意識を育てながら心や体、性的な暴力から身を守るなどの方法を教え、子どもへの虐待、いじめ、誘拐防止を目指し、市内でも学校単位で実施されているが、その現状と将来展開は。さらに現在学校を中心に児童・生徒・PTAを対象としているが、この対象を広げて就学前の幼児または大人、例えば各学校に配置されている校内巡視員、青少年健全育成会等の地域で活動している市民にも取り入れてはどうか。

「人権教育総合推進地域」の指定を受け、子ども達の人権に視点を当てた取り組みとしてCAPのワークショップを取り入れ、その充実に努めている。昨年度は、全小学校と中学校一校が児童・生徒向けの、小学校三校と中学校一校が大人向けの各ワークショップを実施したところであり、今年度も同様な計画を考えている。地域指定は今年度で終了するが、この取り組みを今後も継続するよう働きかけていく。また、地域で気付くことも多いため対象の拡大は必要であり、検証して取り入れていく。

(他に「市福祉行政を進める中で数カ所ある福祉施設の現状と将来について」を質問)

6月定例会で可決された意見書

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機能に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実とその活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されおらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。よって、国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日

綾瀬市議会議長 近藤 秀二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 あて

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。よって、国においては、平成5年の衆参両院による地方分権推進決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

- 1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 3 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 5 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月16日

綾瀬市議会議長 近藤 秀二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 郵政民営化・経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 あて